

○ 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を削り、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔号を削る。〕</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 イの額を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) オン・バランス資産の額（貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに(2)及び(3)に掲げる事項に関して貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう。）</p> <p>(2) デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出し</p>

たエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。ロ及びハにおいて同じ。）で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

(3) レポ形式の取引に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）の合計額をいう。）

(4) オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）

ロ 金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央

清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。
以下ロ、ハ及びチにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

(1) 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

(2) 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。二において同じ。）の保有額

(3) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効なネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

(4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（ハ及びチにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効なネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

ハ 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

(1) 金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

-
- (2) 金融機関等とのレポ形式の取引のクレジット・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）
- (3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びクレジット・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）
- ニ 発行済の有価証券の残高
- ホ 直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額
- ヘ 信託財産及びこれに類する資産の残高
- ト 直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額
- チ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高
- リ 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額
- (1) 売買目的有価証券
- (2) その他有価証券
- ヌ 観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価され
-

5 [略]

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 [略]

[2・3 略]

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 [略]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、前条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第三十面に限る。)」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

[5・6 略]

た資産の残高
ル 対外与信の残高
ヲ 対外債務の残高

5 [同上]

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 [同上]

[2・3 同上]

4 [同上]

一 [同上]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、前条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第三号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第三十面に限る。)」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

[5・6 同上]

(四半期の開示事項)

第六条 [略]

2 [略]

3 第一項第二号及び第四号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

(別紙様式第二号)

〔(第一面)～(第三十面) 略〕

(第三十一面)

[別紙]

(第三十二面)

[別紙]

(別紙様式第五号)

〔(第一面)～(第二十四面) 略〕

(第二十五面)

[別紙]

(四半期の開示事項)

第六条 [同上]

2 [同上]

3 第一項第二号及び第四号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

(別紙様式第二号)

〔(第一面)～(第三十面) 同左〕

[面を加える。]

[面を加える。]

(別紙様式第五号)

〔(第一面)～(第二十四面) 同左〕

[面を加える。]

備考 表中の「」の記載は注記である。